平成２１年（フ）第１１２号
神奈川県横須賀市池上７丁目４番３号　ベル池上壱番館201
破産者　田上　孝子
1　決定年月日　平成21年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２０年（フ）第３０９７号
愛知県愛知郡東郷町北山台４丁目８番地16
破産者　林　　勝幸
1　決定年月日　平成21年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１１６０号
名古屋市北区志賀本通２丁目14番地　グランベール志賀本通1002号
破産者　中村　　薫
1　決定年月日　平成21年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２０年（フ）第３０１２号
福岡市早良区田隈２丁目２番19号
破産者　宇野　章司
1　決定年月日　平成21年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第７７３号
福岡市東区香椎５丁目６番６号
破産者　横山　誠道
1　決定年月日　平成21年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第４９０号
札幌市中央区南12条西12丁目１番45号　グランバリュー山鼻602号
破産者　松本　得弘
1　決定年月日　平成21年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４０８号
宮城県塩竈市清水沢１丁目18番16号
破産者　鈴木　信子
1　決定年月日　平成21年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第４１３号
宮城県多賀城市笠神５丁目18番15号
破産者　菊田　克也
1　決定年月日　平成21年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第４５７号
仙台市宮城野区高砂１丁目155番地　高砂コーポＢ201
破産者　大友　広恵
1　決定年月日　平成21年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第７５７号
宮城県多賀城市明月１丁目２番47号　レオパレス多賀城第１―206号
破産者　佐藤　史彦
1　決定年月日　平成21年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１３８号
茨城県ひたちなか市大字足崎1302番地の30
破産者　川又みち子
1　決定年月日　平成21年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第２９０号
茨城県那珂郡東海村大字村松397番地
破産者　黒羽根洋子
1　決定年月日　平成21年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第６２号
栃木県那須塩原市埼玉８番地　市営稲村団地1042号
破産者　石井　孝裕
1　決定年月日　平成21年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２１年（フ）第７号
埼玉県春日部市豊町１丁目25番地２　メゾンドブラン金子201号
破産者　山田　昌秀
1　決定年月日　平成21年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第１０１号
群馬県館林市富士原町1241番地の121、開始決定時の住所埼玉県北葛飾郡杉戸町大字下高野233番地
破産者　野口　豊子
1　決定年月日　平成21年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第２０７号
埼玉県草加市金明町215番地３　ヴィラしんでん101号
破産者　黒田　節子
1　決定年月日　平成21年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第１９５号
横浜市緑区三保町1351番地１　フォレストヒルズ三保３棟305号
破産者　太箸　恒寿
1　決定年月日　平成21年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２０年（フ）第２４５号
神奈川県横須賀市小矢部２丁目27番９号
破産者　阿部　　宏
1　決定年月日　平成21年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２０年（フ）第１００号
長野県飯田市白山町３丁目東５番地９　ソージュ203号
破産者　伊藤美由紀
1　決定年月日　平成21年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所飯田支部